

指標及び項目点数表（現行制度と新制度の比較表）

現行制度 第一次評価(最高 15 点)

要介護度(最高 5 点):該当する項目を一つ選択。	
要介護 1 1点	要介護 2 2点
要介護 3 3点	要介護 4 4点
要介護 5 5点	
認知症による問題行動(最高 2 点):複数選択可。	
該当項目 1 つ	1 点
該当項目 2 つ以上	2 点
主な介護者の状況(最高 5 点):複数選択可。最高点数の項目を評価点数とする。	
介護者がいない	5 点
介護者がいる	
ア.介護者は病気または要介護 1 以上である	4 点
イ.介護者は障害がある	4 点
ウ.介護者は病弱または要支援である	2 点
エ.介護者は働いている	2 点
オ.主に介護している方以外に、介護を手伝う家族がいない(ア～エに該当の場合)	+1 点
カ.ア～オにあてはまるものはない	1 点
住宅の状況(最高 3 点):複数選択可。最高点数の項目を評価点数とする。	
住宅がない	3 点
住宅がある	
ア.立ち退きを求められている	3 点
イ.2階以上の建物でエレベーターがない	2 点
ウ.本人の部屋がない	2 点
エ.本人の部屋と同じ階にトイレや風呂がない	2 点
オ.住宅改修が困難である	2 点
カ.ア～オにあてはまるものはない	1 点

現行制度 第二次評価(最高 5 点)

日常生活動作(最高 2 点):全項目選択。	
「できない」1 つ	1 点
「できない」2 つ以上	2 点
在宅サービス(最高 1 点):該当する項目を一つ選択。	
利用している	1 点
利用していない	0 点
介護支援専門員等意見書「その他特別な状況」(最高 2 点):各項目を加算。	
介護者の死亡等で介護力が急激に低下し、将来的にも回復が困難である	1 点
介護者が複数の者を介護している	1 点
介護者が高齢(おおむね 70 歳以上)である	1 点
特別に配慮しなければならない個別的な事情	1 点

新制度 第一次評価(最高 90 点)

要介護度(最高 25 点):該当する項目を一つ選択。	
要介護 1 5点	要介護 2 10点
要介護 3 15点	要介護 4 20点
要介護 5 25点	
認知症などによる症状(最高 20 点):全項目回答。各グループの点数を加算。「身体状況」の点数と比べ高い方を評価点数とする。	
Aグループ「ある」1 つにつき	5 点
Bグループ「ある」1 つにつき	3 点
Cグループ「ある」1 つにつき	1 点
身体状況(最高 15 点):全項目回答。「認知症などによる症状」の点数と比べ高い方を評価点数とする。	
「一部介助」1 つにつき	1 点
「全介助」または寝返り「できない」1 つにつき	2 点
全項目「全介助」及び寝返り「できない」	+1 点
主な介護者の状況(最高 25 点):複数選択可。最高点数の項目を評価点数とする。	
介護者がいない	25 点
介護者がいる	
ア.主な介護者は、要介護 1～5 のいずれかに認定されている	20 点
イ.主な介護者は、要支援 1・2 のいずれかに認定されている	18 点
ウ.主な介護者は、身体・知的・精神障害者のいずれかに認定されている	18 点
エ.主な介護者は、70 歳以上である	16 点
オ.主な介護者は、入所希望者以外にも要介護者、または身体・知的・精神障害者のいずれかに認定されている方を介護している	16 点
カ.主な介護者は、一つの疾患について月に 2 回以上受診している	10 点
キ.主な介護者は、一つの疾患について月に 1 回受診している	5 点
ク.主な介護者は、未就学児を育児している	12 点
ケ.主な介護者は、週 40 時間以上(休憩時間を含む)の就業をしている	16 点
コ.主な介護者は、週 20 時間以上 40 時間未満(休憩時間を含む)の就業をしている	8 点
サ.主な介護者は、介護するために片道 1 時間以上かけて通っている	8 点
シ.主な介護者の他に、介護を手伝ってくれる者がいない(ア～サに該当の場合)	+3 点
ス.どれにもあてはまらない	0 点
住宅の状況(最高 15 点):複数選択可。最高点数の項目を評価点数とする。	
住宅がない	15 点
住宅がある	
ア.立ち退きを求められている	12 点
イ.入所希望者の居室が 2 階以上であり、エレベータや階段昇降機等がない	10 点
ウ.入所希望者の部屋がない	8 点
エ.入所希望者の居室と同じ階に、トイレや浴室がない	8 点
オ.本人の行動、心理症状により、近隣から苦情が出ている	12 点
カ.どれにもあてはまらない	0 点
在宅サービス(最高 5 点):該当する項目を一つ選択。	
利用している	5 点
利用していない	0 点

新制度 第二次評価(最高 10 点)

第一希望施設(区内)(最高 3 点):第一希望施設とした施設のみ加算。	
介護支援専門員等意見書(最高 7 点)	
介護者の死亡等で介護力が急激に低下し、将来的にも回復が困難である 特別に配慮しなければならない個別的な事情(介護放棄など虐待に類する行為、社会生活の不応 適 応 など)	7 点